

(健Ⅱ362F)

令和3年10月18日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る  
医療用物資の配布について

今般、厚生労働省より、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る PPE の配布を行う旨、各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

○配布を希望する都道府県及び市町村に対して、PPE（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施すること。

○現時点で、年度内に接種件数が一定程度見込まれる医療従事者向け3回目接種及び高齢者向け3回目接種に関して配布を行うが、今回配布した物資を医療従事者・高齢者以外の一般の方の3回目接種に用いても差し支えないこと。

○今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行い、追加の補填配布は予定されていないこと。

○今後、医療従事者・高齢者以外の一般の方の3回目接種に関しても、ワクチン接種数により必要数が連動するサージカルマスク及び非滅菌手袋の配布支援を予定しているが、接種体制整備スケジュールの具体化に伴って、改めて連絡が行われること。

○都道府県が、別紙1及び2を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班宛報告する。

・配布先登録締め切りは、それぞれ以下のとおりとする。

① 別紙1 医療従事者向け3回目接種分（12月接種開始）：10月29日（金）

② 別紙2 高齢者向け3回目接種分（1月接種開始）：11月26日（金）

○都道府県の希望に応じて、国から接種会場への直接配送も可能であること。

○配布スキームは、国から配布先への PPE 配布に10日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年3月18日（金）の完了を念頭に期限設定が行われていること。

○国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用は、「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月7日付（健Ⅱ244F）参照）における取扱と同様、国の財政措置の対象となること。

事 務 連 絡

令和3年10月15日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特 別 区 }

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）体制整備に係る医療用  
物資の配布について

今般、新型コロナウイルスのワクチン追加接種（3回目接種）が開始されるため、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け事務連絡）において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も含まれますが、个人防护具（以下「PPE」という。）に関して、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

（个人防护具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）の体制確保について」（令和 3 年 9 月 22 日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

### 2. PPE の配布スキームについて

- 現時点で、年度内に接種件数が一定程度見込まれる医療従事者向け 3 回目接種及び高齢者向け 3 回目接種に関して配布を行うが、今回配布した物資を医療従事者・高齢者以外の一般の方の 3 回目接種に用いても差し支えない。

---

<sup>1</sup> 令和 3 年 2 月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方初版」

([http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf))

- 今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。追加の補填配布を行う予定はないことから、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 今後、医療従事者・高齢者以外の一般の方の3回目接種に関しても、ワクチン接種数により必要数が連動するサージカルマスク及び非滅菌手袋の配布支援を予定しているが、接種体制整備スケジュールの具体化に伴って、改めて連絡を行う。
- 都道府県は、別紙1及び2を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe\\_ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe_ctr@mhlw.go.jp))宛報告する。
- 配布先登録締め切りは、それぞれ以下のとおりとする。
  - ①別紙1 医療従事者向け3回目接種分(12月接種開始): 10月29日(金)
  - ②別紙2 高齢者向け3回目接種分(1月接種開始): 11月26日(金)
- 別紙1及び2には、別添の考え方にに基づき厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布予定数が表示されるようになっている。この配布予定数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいても差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越しすることはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙1及び2に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- なお、上記の配布スキームは、国から配布先へのPPE配布に10日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和4年3月18日(金)の完了を念頭に期限設定を行っている。

### 3. その他

(国配布の PPE の配分について)

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
  
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

○ 今般のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。

## 接種対象者の前提

医療従事者等

市区町村人口×4% ※予防接種の手引き上の3%に予備の1%を上乗せ。

高齢者

令和3年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計

## 物資ごとの使用前提等

サージカルマスク

接種対象者÷20回×7人（枚）

- ・会場担当者（接種チーム(予診、接種、薬液充填・接種補助)計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン)の装着を想定。
- ・1日1ライン20回接種を前提として算出。

非滅菌手袋

接種対象者 + 接種対象者÷20回（双）

- ・接種者の装着（被接種者ごとの交換）、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。
- ・薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者に含まれるため、同様の考え方。
- ・予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。

N95等マスク

集団接種会場数×100枚を総量とする

アイソレーションガウン

- ・集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。
- ・集団接種会場は、1箇所各物資100枚で算出。

フェイスシールド

※サージカルマスクと非滅菌手袋に比べて配布数が少ないことから、市区町村には今後の必要分をまとめて配布



257	岩手県32	九戸郡洋野町	225	1,348
258	岩手県33	二戸郡一戸町	167	1,000
259	宮城県1	仙台市	14,924	89,540
260	宮城県2	石巻市	1,972	11,830
261	宮城県3	塩竈市	749	4,492
262	宮城県4	気仙沼市	861	5,162
263	宮城県5	白石市	464	2,780
264	宮城県6	名取市	1,116	6,692
265	宮城県7	角田市	396	2,370
266	宮城県8	多賀城市	873	5,236
267	宮城県9	岩沼市	615	3,690
268	宮城県10	登米市	1,084	6,502
269	宮城県11	栗原市	922	5,530
270	宮城県12	東松島市	555	3,326
271	宮城県13	大崎市	1,797	10,778
272	宮城県14	富谷市	735	4,406
273	宮城県15	刈田郡蔵王町	165	984
274	宮城県16	刈田郡七ヶ宿町	19	112
275	宮城県17	柴田郡大河原町	331	1,980
276	宮城県18	柴田郡村田町	149	892
277	宮城県19	柴田郡柴田町	527	3,160
278	宮城県20	柴田郡川崎町	121	722
279	宮城県21	伊具郡丸森町	181	1,084
280	宮城県22	亶理郡亶理町	469	2,810
281	宮城県23	亶理郡山元町	170	1,016
282	宮城県24	宮城郡松島町	192	1,150
283	宮城県25	宮城郡七ヶ浜町	259	1,550
284	宮城県26	宮城郡利府町	505	3,028
285	宮城県27	黒川郡大和町	397	2,380
286	宮城県28	黒川郡大郷町	112	668
287	宮城県29	黒川郡大衡村	83	494
288	宮城県30	加美郡色麻町	94	560
289	宮城県31	加美郡加美町	317	1,896
290	宮城県32	遠田郡涌谷町	218	1,308
291	宮城県33	遠田郡美里町	340	2,034
292	宮城県34	牡鹿郡女川町	88	524
293	宮城県35	本吉郡南三陸町	175	1,044
294	秋田県1	秋田市	4,276	25,654
295	秋田県2	能代市	720	4,320
296	秋田県3	横手市	1,225	7,346
297	秋田県4	大館市	987	5,916
298	秋田県5	男鹿市	368	2,206
299	秋田県6	湯沢市	608	3,646





